

監 査 結 果 報 告 書

令和3監査年度 第2回

(令和3年12月～令和4年1月定期監査)

(令和3年11月工事監査)

(令和3年12月～令和4年2月財政的援助団体等監査)

令和4年2月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

第1 定期監査	1
1 監査の実施方針	1
2 監査等の種類、対象	1
3 監査対象機関	1
4 監査等の着眼点(重点事項)	3
5 委員実地監査実施日	3
6 監査等の実施内容	3
7 監査の結果	4
(1)部局別指摘事項等件数一覧	4
(2)指摘事項等の内容別	6
(3)所属別	9
(ア) 本庁	
医療政策局	9
行政委員会	10
(イ) 出先機関	
知事公室	10
総務部	10
文化・教育・くらし創造部	11
こども・女性局	14
福祉医療部	14
医療政策局	15
水循環・森林・景観環境部	16
産業・観光・雇用振興部	16
観光局	16
食と農の振興部	16
県土マネジメント部	17
地域デザイン推進局	23
教育委員会	23
警察本部	30
(ウ) 監査重点事項の結果	32
(エ) 参照資料	32
第2 工事監査	33
1 監査の実施方針	33
2 委員実地監査実施日	33
3 監査対象工事	33
4 監査の結果	33

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針 -----	34
2 監査実施状況 -----	34
3 監査の結果 -----	34
4 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	36
公立大学法人奈良県立医科大学 -----	36
地方独立行政法人奈良県立病院機構 -----	38
公立大学法人奈良県立大学 -----	41
公益財団法人奈良県地域産業振興センター -----	43
公益財団法人奈良県人権センター -----	45
奈良県商工会連合会 -----	47
株式会社 サンアメニティ・Real Style 共同事業体 -----	47
奈良いきいきプロジェクト -----	48

第1 定期監査

1 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立ち、公正で実効性のある監査を実施した。

2 監査等の種類、対象

財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査対象機関

本庁及び出先機関の98所属（本庁9所属、出先機関89所属）について実地監査又は書面監査を実施した。なお、本監査結果は令和2年度の組織（令和3年度組織改正前）単位での報告とする。

所管部局	実地監査 (書面監査)		所管部局	実地監査 (書面監査)	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知事公室		0(4)	食と農の振興部		0(4)
総務部		3(0)	県土マネジメント部		7(2)
文化・教育・くらし創造部		1(10)	地域デザイン推進局		1(1)
こども・女性局		0(2)	教育委員会		1(30)
福祉医療部		0(8)	行政委員会	0(3)	
医療政策局	6(0)	0(2)	警察本部		0(10)
水循環・森林・景観課競部		0(1)	合計	6(3)	13(76)
産業・観光・雇用振興部		0(1)			
観光局		0(1)			

注：（ ）の数字は外数

※ 実地監査　監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

書面監査　監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取し行う監査

4 監査等の着眼点（重点事項）

監査リスクの高い事項や監査上の重要性を考慮して、重点的かつ効率的な監査を実施するため、令和3監査年度監査計画において、監査重点事項を次のとおり設定した。

「使用料を減免している行政財産の目的外使用許可について」

使用料を減免している行政財産の目的外使用許可については、行政財産目的外使用許可使用料減免基準等に基づき、慎重に減免の判断をしなければならない。

平成30年度の行政監査及び定期監査において、全額減免の場合に使用料を算定していない事例や使用料を減免する理由が決裁書類等に記載されていないなど不適切な事務処理が散見された。

このような状況を踏まえ、使用料を減免している目的外使用許可について、合規性、内部統制の有効性等の視点から調査し、今後減免に係る事務の適性化を図ることを目的として監査を実施した。

5 委員実地監査実施日

令和3年12月16日～令和4年2月1日

6 監査等の実施内容

財務監査（定期監査）

令和2年度の事務事業を対象として、奈良県監査基準（令和2年3月10日決定）に準拠し次の事項別基準に基づいて監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 執行体制
- (2) 事務事業
- (3) 予算の執行
- (4) 収入
- (5) 支出
- (6) 契約
- (7) 工事
- (8) 補助金等
- (9) 財産
- (10) 物品
- (11) 公用車
- (12) 切手等

7 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項										注意事項										意見	合計
	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等	執行体制	予算執行	収入	支出	契約	補助金等	財産	物品	公用車等	切手等		
知事公室																	1				1	
総務部				1																	1	
文化・教育・くらし創造部	1		7	1													3	1			13	
こども・女性局			1																		1	
福祉医療部			1									1	-			1					3	
医療政策局			2	2							1										5	
水循環・森林・景観環境部																					0	
産業・観光・雇用振興部											1	1									2	
観光局																					0	
食と農の振興部			1	1												1					3	
県土マネジメント部	1	5	1	8													1				16	
地域デザイン推進局			1																		1	
教育委員会			11	7							1	3	1				2				25	
行政委員会																					0	
警察本部	1							2										1			4	
小計	3	0	5	26	17	2	0	0	2	0	1	2	3	3	0	0	0	8	2	1	0	75
合計					55											20				0	75	
					(59)											(45)				(1)	(105)	

※ () 内の数字は、令和2監査年度第2回報告（令和2年11月～令和3年1月定期監査分）の件数
※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

※定期監査の結果の取扱い基準

1 指摘事項

監査委員が違法不当な事項として認め、その是正又は改善を求めるもの

- ①法令等に違反するもののうち重大なもの
- ②書類の隠匿、改ざんその他故意による違反を行っているもの
- ③重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- ④著しく不経済なもの又は著しく損害が生じているもの
- ⑤著しく非効率なもの又は著しく妥当性を欠くもの
- ⑥著しく有効性を欠くもの
- ⑦誤りを生じている事項で一定額（一定数値）以上のもの
- ⑧前回の指摘又は注意事項について、是正・改善されていないもの
- ⑨上記のほか、特に指摘すべき重大な事項であると認められるもの

2 注意事項

監査委員がその事項につき、指摘の内容までには至らないが、重要と認め、その是正・改善を求めるもの

- ①過失に起因する事項等で、指摘の程度までには至らないが、是正又は改善を要するもの
- ②指摘の区分に該当する事項であるが、その原因又は経緯にやむを得ない事情があるもの、又は監査対象機関自身において誤りを発見し、かつ、速やかに是正されているもの
- ③誤りを生じている事項で、指摘事項の額、数値未満など指摘の内容には至らないが、重要なもの
- ④前回口頭指導した事項で措置、是正、又は改善されていないもののうち重要なもの

3 意見事項

監査委員が、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、経済性、効率性、有効性の見地等から今後見直しの必要があると認めるもの

- ①合規性、経済性、効率性、有効性の見地等から検討が必要な事項
- ②改善を求める事項の発生の頻度が高いもので、その発生が制度に起因している事項で制度やその運用の改善の検討が必要な事項

(2) 指摘事項等の内容別

(ア) 指摘事項(55件)

項目	内 容		件数	対象 所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	2	橿原考古学研究所、五條土木事務所
		要保護者の保管金に係る不適切な取扱いについて	1	奈良警察署
収入	収入の調定	河川占用料の調定事務の遅延について	1	奈良土木事務所
		河川占用料の誤徴収について	1	中和土木事務所
		道路占用料の調定事務の遅延について	1	五條土木事務所
		道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について	1	郡山土木事務所
		調定事務に係る不適切な事務処理について	1	五條土木事務所
支出	支出負担行為	支出負担行為の遅延について	21	自動車税事務所、文化会館、橿原文化会館、万葉文化館、民俗博物館、野外活動センター、食品衛生検査所、消費生活センター、中央こども家庭相談センター、視覚障害者福祉センター、薬事研究センター、なら食と農の魅力創造国際大学校、ヘリポート管理事務所、奈良公園事務所、平城高等学校、登美ヶ丘高等学校、西和清陵高等学校、奈良情報商業高等学校、大和広陵高等学校、青翔中学校、大淀高等学校
		扶助費の誤払いについて	1	健康推進課
	支出	需用費の二重払いについて	1	二階堂高等学校
		需用費及び役務費の支払い先誤りについて	1	二階堂高等学校
	その他	物品の不適切な分割発注について	1	添上高等学校
		通勤手当の誤認定について	1	畝傍高等学校（かぐやま寮含む）

項目		内 容	件数	対象所属
契約	契約書	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について	12	橿原考古学研究所、南部農林振興事務所、奈良土木事務所、郡山土木事務所、高田土木事務所、中和土木事務所、宇陀土木事務所、吉野土木事務所、五條土木事務所、法隆寺国際高等学校、王寺工業高等学校、奈良東養護学校
		支出負担行為の遅延及び契約書の作成について	3	磯城野高等学校、青翔高等学校、二階堂養護学校
	随意契約	随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について	1	宇陀土木事務所
		工事請負契約における不適切な分割発注について	1	王寺工業高等学校
補助金等	補助金交付	補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について	1	地域医療連携課
		補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて	1	地域医療連携課
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	2	奈良警察署、橿原警察署

(イ) 注意事項(20件)

項目		内 容	件数	対象所属
執行体制	内部統制	内部統制の強化・充実について	1	王寺工業高等学校
予算の執行	予算の執行	支出科目の誤りについて	2	健康推進課、高等技術専門校
収入	収入の調定	雇用保険料の調定事務の誤りについて	1	登美ヶ丘高等学校
		行政財産使用料の調定事務の誤りについて	1	香芝高等学校
		高等学校授業料の調定事務の遅延について	1	大和広陵高等学校
支出	支出	委託料の過払いについて	1	二階堂高等学校
		役務費の誤払いについて	1	吉野保健所（内吉野保健所を含む）
		公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について	1	高等技術専門校
物品	物品の取得、処分	公用車の定期点検整備の不実施について	8	消防学校、野外活動センター、攝原公苑、消費生活センター、中和福祉事務所、なら食と農の魅力創造国際大学校、磯城野高等学校、奈良東養護学校
公用車	公用車	公用車の使用中の事故による損傷について	2	五條土木事務所、桜井警察署
切手等	郵便切手の保有、管理	郵便切手の過大な保有について	1	野外活動センター

※ 2つの事項に該当する監査結果については、そのうち主な事項の方で1件にまとめて掲げている。

(3) 所属別

(ア) 本庁

部局名	所属名	実施日	監査結果
医療政策局	地域医療連携課	令和4年 1月20日	<p>補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について 奈良県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金について、令和2年度において、交付事務等に係る不適切な事務処理により交付額が過大となっていた事例が3件（過大となっていた交付額合計 5,345,000 円）認められた。その態様の内訳は、一部の事業費について他の補助金と重複して交付していた事例が1件、補助対象外経費が含まれた実績報告書を基に精算し過大に交付していた事例が1件、交付申請者が誤って2回の交付申請を行ったことにより、2回の概算払いを行った事例が1件である。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則等に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p>補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて 令和2年度の医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る補助金について、補助事業等の内容の変更がある場合は、軽微な変更を除き、補助事業者は変更承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けなければならないとされているが、変更承認の手続を行っていない事例が1件（交付額 1,000,000 円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 （指摘事項）</p>
医師・看護師確保対策室		令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
病院マネジメント課		令和4年 1月20日	同上
健康推進課		令和4年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて 令和2年度の用品センター調達物品等は、経費の性質が消耗品の購入代金であることから、予算科目を需用費その他で支出すべきであったのに、需用費食糧費で支出している事例が1件（契約額 13,698 円）認められた。令和3年5月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 （注意事項）</p> <p>扶助費の誤払いについて 令和2年度の扶助費について、助成対象でない相手方へ誤って支出した事例が1件（誤払額 375,000 円）認められた。</p>

			今後は、奈良県会計規則、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	疾病対策課	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	薬務課	令和4年 1月20日	同上
行政委員会	人事委員会事務局	令和4年 1月20日	同上
	労働委員会事務局	令和4年 1月20日	同上
	収用委員会事務局	令和4年 1月20日	同上

(イ)出先機関

部局名	所属名	実施日	監査結果
知事公室	東京事務所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	旅券事務所	令和4年 1月20日	同上
	外国人支援センター	令和4年 1月20日	同上
	消防学校	令和4年 1月20日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車3台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)
総務部	奈良県税事務所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

中南和県税事務所	令和4年 1月13日	同上
自動車税事務所	令和4年 1月25日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約について、支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件(契約額 604,450円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
文化・教育・くらし創造部	文化会館	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が5件(契約額合計 1,158,672円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
橿原文化会館		<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、納品後に行っていた事例が2件(契約額合計 91,850円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
美術館	令和4年 1月20日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
橿原考古学研究所	令和3年 12月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行なうこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が63件(契約額等合計 67,450,052円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が18件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1</p>

		<p>件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が35件、③3か月以上の事例が10件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち50件（契約額合計 58,009,374円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
万葉文化館	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件（契約額合計 157,696円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
民俗博物館	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計 104,907円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
図書情報館	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

野外活動センター	令和4年 1月20日	<p>郵便切手の過大な保有について</p> <p>令和2年度末の郵便切手の保有残高は、65,129円となっており、年間使用額に照らして多額となっていた。</p> <p>郵便切手等は換金性が高く、現金と同様の取扱いが必要である。安全な管理のためにも、その保有は必要最小限にとどめるとともに、必要に応じ購入抑制をするなど効率的な予算執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が7件(契約額合計427,320円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
樫原公苑	令和4年 1月20日	<p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
食品衛生検査所	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計437,382円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>

			<p>備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
消費生活センター	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件(契約額合計340,670円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p>	
こども・女性局	中央こども家庭相談センター	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額46,200円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
	精華学院	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
福祉医療部	郡山保健所	令和4年 1月20日	同上
	中和保健所	令和4年 1月20日	同上
	吉野保健所 (内吉野保健所を含む)	令和4年 1月20日	<p>役務費の誤払いについて 令和2年度の役務費について、金額を誤って支出した事例が1件(契約額21,558円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り</p>

		組まれたい。	(注意事項)
保健研究センター	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
中和福祉事務所	令和4年 1月20日	公用車の定期点検整備の不実施について 公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。 定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)	
吉野福祉事務所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
視覚障害者福祉センター	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 22,000円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)	
身体障害者更生相談所（知的障害者更生相談所を含む）	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。	
医療政策局	精神保健福祉センター	令和4年 1月20日	同上
	薬事研究センター	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 11,495円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)

水循環・森林・景観環境部	景観・環境総合センター	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
産業・観光・雇用振興部	高等技術専門校	令和4年 1月20日	<p>支出科目の誤りについて 令和2年度の指定ゴミ袋の購入契約について、経費の性質が手数料であることから予算科目を役務費で支出すべきであったのに、需用費で支出していた事例が3件（契約額合計 37,350円）認められた。 今後は奈良県予算規則等に基づき、適正な予算科目で支出されたい。 （注意事項）</p> <p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支払の遅延について 公用車の継続車検受検に係る自動車損害賠償責任保険料について、受検日の後に支出していた事例が2件（保険料合計 36,600円）認められた。 自動車損害賠償責任保険料の後払いは、業者に対し保険会社等への立替払を強いることとなるため、今後、保険料の支出については適時適正に処理されたい。 （注意事項）</p>
観光局	奈良春日野国際フォーラム	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
食と農の振興部	北部農林振興事務所	令和4年 1月20日	同上
	南部農林振興事務所	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額等合計 87,188,530円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が2件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が3件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち3件（契約額合計 87,072,700円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>

なら食と農の 魅力創造国際 대학교	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件(契約額合計960,080円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に年1回等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。 (注意事項)</p>
畜産技術セン ター	令和4年 1月20日	<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
県土マネジメン ト部	奈良土木事務 所	<p>河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する令和2年度の河川占用料について、奈良県河川管理規則では、許可の期間が引き続き二会計年度以上にわたるもの納期限は4月30日とされているのに、調定及び納入の通知を本来納期限とすべき日が経過した後(最長で10か月経過)に調定及び納入の通知を行っていた事例が27件(調定額合計282,890円)認められた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が75件(契約額合計495,153,565円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が5件、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が52件、③3か月以上の事例が18件(うち最長のものは8か月以上)となって</p>

		<p>いた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた事例が上記のうち65件（契約額合計493,508,240円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p>
郡山土木事務所	令和4年 1月25日	<p>道路占用料及び河川占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度道路占用料及び、奈良県流水占用料等に関する条例に基づき徴収する平成29年度から令和2年度の河川占用料について、調定が遅延し、納入の通知が納期限よりも遅延していた事例が道路占用料で2件（調定額合計17,338,960円）、河川占用料で12件（調定額合計318,680円）認められた。遅延の態様の内訳は、道路占用料で1か月以上3か月未満の遅延の事例が2件、河川占用料で3か月以上の遅延の事例が12件（最長で3年11か月経過）となっていた。</p> <p>今後は、同条例等に基づき、調定事務の適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 （指摘事項）</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計40,791,277円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が3件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が3件、③3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計29,609,000円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額4,537,185円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、</p>

		<p>支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
高田土木事務所	令和4年 1月12日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計 20,410,130円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が1件②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が4件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計 7,609,580円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち1件（契約額 12,800,550円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
中和土木事務所	令和4年 1月13日	<p>河川占用料の誤徴収について</p> <p>令和元年度及び令和2年度の河川占用料において、納入通知書を納入義務者でない者に送付し、収納していた事例が2件（調定額合計 45,210円）認められた。</p> <p>今後は、河川法、奈良県流水占用料等に関する条例及び奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるとともに、チェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が88件（契約額合計 553,624,122円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行っていた事例が18件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が68件、③3か月以上の事例が2件（うち最長のものは4か月以上）となっていた</p>

		<p>た。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち、80件（契約額合計510,352,468円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち7件（契約額合計23,254,038円）では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
宇陀土木事務所	令和3年 12月22日	<p>随意契約によることができる場合の上限額を超える契約の締結について</p> <p>令和2年度の舗装補修材の購入契約1件（予定価格1,760,000円）において、予定価格が随意契約によることができる場合の上限額160万円を超えていているのに、誤って随意契約により契約を締結していた。</p> <p>契約の方法は競争性、透明性、経済性、公正性に最も優れた一般競争入札が原則であることに留意するとともに、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が7件（契約額合計17,931,197円）認められた。その態様の内訳は、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、①1か月以上3か月未満の事例が6件、②3か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計17,778,641円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
吉野上木事務所	令和3年 12月22日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手續として支出負担行為を行う</p>

		<p>こととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が111件(契約額合計1,053,256,434円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件(うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が2件)、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が96件、③3か月以上の事例が11件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち81件(契約額合計801,501,490円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。また、契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならないが、上記のうち8件(契約額合計32,210,958円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
五條土木事務所	令和4年1月12日	<p>道路占用料の調定事務の遅延について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度道路占用料について、調定及び納入の通知を納期限が経過した後に大幅に遅延して行っていた事例が48件(調定額合計10,219,290円)認められた。遅延の態様の内訳は、①1か月以上3か月未満の事例が8件、②3か月以上の事例が40件(最長で10か月経過)となっていた。また、上記のうち27件では、調定すべき日を誤っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
		<p>調定事務に係る不適切な事務処理について</p> <p>奈良県道路占用料に関する条例に基づき徴収する令和2年度の道路占用料について、本来納入義務者が負担すべきであるのに、職員が令和3年2月に、私費で納入していた事例が2件(調定額合計750円)認められた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、適時適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
		<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされて</p>

いるが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が63件（契約額合計589,285,594円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていいた事例が5件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていいた事例が4件）、業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が、②1か月以上3か月未満の事例が45件、③3か月以上の事例が13件（うち最長のものは11か月以上）となっていた。

契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち53件（契約額合計422,202,971円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。

今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

公用車の使用中の事故による損傷について

公用車の使用中の事故による損傷（県側損害額合計290,070円、うち県側過失割合100%のもの3件）が認められた。

公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。
(注意事項)

内部統制の強化・充実について

前回の監査において、内部統制の充実について注意事項として改善を求めたところであるが、今回の監査においても、収入事務等について、不適正な事務処理が多数認められた。

事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。
(指摘事項)

幹線街路整備事務所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
ヘリポート管理事務所	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていいた事例が3件（契約額合計220,979円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整</p>

			備に取り組むべきである。 (指摘事項)
地域デザイン推進局	中和公園事務所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良公園事務所	令和3年 1月23日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が6件（契約額合計1,611,577円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
教育委員会	教育研究所	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	奈良朱雀高等学校	令和4年 1月20日	同上
	奈良高等学校	令和4年 1月20日	同上
	西の京高等学校	令和4年 1月20日	同上
	平城高等学校	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が3件（契約額合計289,190円）、うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
	高円高等学校	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
	登美ヶ丘高等学校	令和4年 1月20日	雇用保険料の調定事務の誤りについて 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき徴収する一般保険料について、令和2年度分の雇用保険料労働者負担分の算定を誤ったため、徴収過大となっていたものが5件（徴収過大額合計28,700円）認められた。

		<p>今後は、同法に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。</p> <p>(注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の工事請負契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計516,945円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが、支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が1件となっていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
国際高等学校	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
山辺高等学校	令和4年 1月20日	同上
奈良北高等学校	令和4年 1月20日	同上
郡山高等学校	令和4年 1月20日	同上
法隆寺国際高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件（契約額合計426,949円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が4件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件）、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が1件となっていた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち4件（契約額合計392,480円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、</p>

		<p>支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
西和清陵高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 31,900円)認められた。</p> <p>また、特にやむを得ない事情がないのに、備品の発注までに当該備品に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
添上高等学校	令和4年 1月20日	<p>物品の不適切な分割発注について</p> <p>令和2年度の工場扇10台の購入(合計 59,180円)において、奈良県オープンカウンター実施要領第5の1により公募型見積合わせをすると時間を要するとして、見積合わせを省略できる5万円未満の金額になるように、2件に分割して発注し購入していた。</p> <p>今後、物品の購入に当たっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
二階堂高等学校	令和4年 1月20日	<p>需用費の二重払いについて</p> <p>令和2年度の需用費について、契約の相手方に二重に支出していた事例が2件(支出合計額 312,764円)認められた。支払先からの指摘により誤りに気づき、所定の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>需用費及び役務費の支払い先誤りについて</p> <p>令和2年度の需用費及び役務費について、相手方を誤って支出した事例が3件(支出額合計 328,042円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>委託料の過払いについて</p> <p>令和2年度の委託料について、金額を誤って支出した事例が1件(過払額 16,324円)認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出事務の適正な事務の執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備</p>

		に取り組まれたい。 (注意事項)
磯城野高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行なうこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が2件（契約額合計 2,160,400円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後に行なっていた事例が1件、②業務完了前であるが、支出負担行為を1か月以上遅延していた事例が1件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならぬが、上記2件では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>また、上記のうち1件（契約額 995,500円）では、特にやむを得ない事情がないのに、契約締結時までに当該契約に係る予算の令達を受けていなかった。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車2台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p>
樞原高等学校 (畝傍寮含む)	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
畝傍高等学校 (かぐやま寮含む)	令和4年 1月20日	<p>通勤手当の誤認定について</p> <p>通勤手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が5件（過支給額合計 32,390円）認められた。いずれも交通機関を利用する者のバス利用額の認定を誤った事例であった。</p> <p>今後は、通勤手当に関する規則に基づき、適正な認定事務の執行に取り組むべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p>
高取国際高等学校	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

奈良情報商業 高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を行うこととされている日から3か月以上遅延して支出負担行為を行っていた事例が1件（契約額 355,300円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
王寺工業高等 学校	令和3年 12月21日	<p>支出負担行為及び契約書の作成の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和元年度及び令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が21件（契約額合計 13,967,663円）認められた。</p> <p>契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条（契約書の省略）に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち6件（契約額合計 11,427,790円）では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p> <p>工事請負契約における不適切な分割発注について</p> <p>令和2年度の工事請負契約について、工事内容、工期等からみて密接に関連していて一体的の発注が妥当と考えられ、競争入札に付すべき工事を複数件に分割し、分割した各工事の予定価格が随意契約によることができる上限額250万円をそれぞれ下回るとして、随意契約により契約を行っていた事例が2件（契約額合計 4,492,400円）認められた。</p> <p>今後は、地方自治法、同施行令、奈良県契約規則に基づき、事前に十分に検討を行い、契約事務の適正な執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>内部統制の強化・充実について</p> <p>今回の監査において、支出事務等について、不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行に当たっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>

大和広陵高等学校	令和4年 1月20日	<p>高等学校授業料の調定事務の遅延について</p> <p>令和2年度の高等学校授業料について、奈良県立高等学校授業料、通信教育受講料及び入学料徴収事務取扱要綱で定められた納期限を経過した後に、遅延して納入の通知を行っていた事例が1件（1名分 調定額 49,500円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県立学校における授業料等に関する条例及び同要綱に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、再発防止に向けた内部のチェック体制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p> <p>支出負担行為の遅延について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件（契約額 49,995円）認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>
香芝高等学校	令和4年 1月20日	<p>行政財産使用料の調定事務の誤りについて</p> <p>奈良県行政財産使用料条例に基づき徴収する行政財産使用料について、令和2年度分の算定を誤ったため、徴収過大となっていた事例が2件（徴収過大額合計 275,313円）認められた。令和3年3月にその誤りに気がつき、所要の手続きを行っていた。</p> <p>今後は、同条例に基づき、調定事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組まれたい。 (注意事項)</p>
青翔高等学校	令和4年 1月20日	<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が13件（契約額合計 5,109,430円）認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後行っていた事例が7件（うち会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が6件）、②業務完了前であるが、支出負担行為の遅延期間が2か月以上の事例が6件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならぬが、上記のうち6件（契約額合計 4,627,480円）では、それを行わなまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)</p>

青翔中学校	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後で、かつ、会計年度経過後の出納整理期間に行っていた事例が1件(契約額 159,500円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
大淀高等学校	令和4年 1月20日	支出負担行為の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の備品購入契約について、支出負担行為を納品後に行っていた事例が1件(契約額 24,200円)認められた。 今後は、奈良県会計規則等に基づき、支出負担行為事務の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。 (指摘事項)
吉野高等学校	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
十津川高等学 校	令和4年 1月20日	同上
奈良東養護学 校	令和4年 1月20日	支出負担行為及び契約書の作成の遅延について 委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が6件(契約額合計 6,795,558円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を納品後に行っていた事例が4件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上3か月未満の事例が2件となっていた。 契約の締結をしようとするときは奈良県契約規則第18条(契約書の省略)に該当する場合を除き遅滞なく契約書を作成しなければならず、県及び相手方の双方が契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているが、上記のうち2件(契約額合計 6,036,470円)では、支出負担行為と同様に契約書の作成を遅延していた。 今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきで

			<p>ある。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の定期点検整備の不実施について</p> <p>公用車の定期点検整備については、道路運送車両法により自動車の使用者に6か月ごと等の定期点検整備の実施が義務づけられており、平成30年10月には公用車の定期点検整備の実施の徹底を図るよう総務部長通知が発出されているのに、令和2年度において、公用車1台について定期点検整備を実施していなかった。</p> <p>定期点検整備の不実施による整備不良に起因する事故発生のおそれも危惧されることから、今後は、同法、同通知等に基づき、公用車の定期点検整備を適切に実施されたい。</p> <p>(注意事項)</p>
奈良西養護学校	令和4年 1月20日		<p>財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。</p>
二階堂養護学校	令和4年 1月20日		<p>支出負担行為の遅延及び契約書の作成について</p> <p>委託料、工事請負費等契約を必要とする経費について、予算執行の統制のための手続として支出負担行為を行うこととされている時期は、契約を締結するときとされているが、令和2年度の委託契約等について、支出負担行為を行うこととされている日から大幅に遅延して支出負担行為を行っていた事例が5件(契約額合計 22,035,288円)認められた。その態様の内訳は、①支出負担行為を業務完了後又は納品後に行っていた事例が3件、②業務完了前であるが支出負担行為の遅延期間が1か月以上の事例が2件となっていた。</p> <p>契約書を作成するときは支出負担行為をしておかなければならぬが、上記のうち2件(契約額合計 21,894,400円)では、それを行わないまま契約書を作成していた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則、奈良県契約規則等に基づき、支出負担行為及び契約書の作成事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>
警察本部	奈良警察署	令和4年 1月20日	<p>要保護者の保管金に係る不適切な取扱いについて</p> <p>令和元年5月に保護された要保護者の保管金について、返還の際に現金90,000円が不足する事故が発生し、令和2年2月の議会の議決を経て93,904円の賠償金を支出していた事案が認められた。</p> <p>奈良県警察要保護者保護取扱規程の定めに違反する不適切な事務処理をしていたことから、要保護者の現金等の保管について同規程等に従い適切に処理することを徹底し、再発防止に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷について</p> <p>公用車の使用中の事故による損傷(合計5件、県側損害額合計876,135円、うち県側過失割合100%のもの3件)が認められた。</p> <p>公用車使用時の安全運転意識の徹底とともに、車両の適切な使用に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>

奈良西警察署	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
郡山警察署	令和4年 1月20日	同上
西和警察署	令和4年 1月20日	同上
天理警察署	令和4年 1月20日	同上
桜井警察署	令和4年 1月20日	公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（県側損害額 0 円、うち県側過失割合 100% のもの 3 件）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努められたい。 (注意事項)
樅原警察署	令和4年 1月20日	公用車の使用中の事故による損傷について 公用車の使用中の事故による損傷（合計 6 件、県側損害額合計 619,925 円、うち県側過失割合 100% のもの 3 件）が認められた。 公用車使用時の安全運転意識の徹底を図るとともに、車両の適切な使用に努めるべきである。 (指摘事項)
高田警察署	令和4年 1月20日	財務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。
香芝警察署	令和4年 1月20日	同上
五條警察署	令和4年 1月20日	同上

(ウ) 監査重点事項の結果

使用料を減免している行政財産の目的外使用許可について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

(エ) 参照資料

別表1－1 補助金等の交付事務等に係る不適切な事務処理について

(単位：件、円)

所属名	補助金等の交付額が過大となっていたもの				
	該様の内訳の事例の件数				
事例の件数	交付決定額	他の補助金と重複して交付	補助対象外経費が含まれ過大に交付	過大の交付申請が行われたことにより過大に支出	
地域医療連携課	3	5,345,000	1,595,000	2,750,000	1,000,000
1所属 計	3	5,345,000	1,595,000	2,750,000	1,000,000

別表1－2 補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて

(単位：件、円)

所属名	変更承認が必要であったのに変更承認の手続を行っていなかったもの	
	事例の件数	交付決定額
地域医療連携課	1	1,000,000
1所属 計	1	1,000,000

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により、技術面からその施工が計画、設計どおり適正に行われているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

- (1) 工事の内容が適切か。
- (2) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。
- (3) 工事が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

令和3年11月16日

3 監査対象工事

豊かな食と農の振興課

(仮称) NAFIC附属セミナーハウス新築工事 (建築工事)

奈良県桜井市大字高家 地内

[工事概要]

なら食と農の魅力創造国際大学校（通称：NAFIC）とオーベルジュ棟の機能や立地を活かし、新たにセミナーハウス等を設置し、「食」と「農」の魅力発信により地域の交流人口の増加を図り、中山間地域の活性化につなげる。

令和3年度に建築工事及び付帯する電気、機械、昇降機設備工事を完成させ、令和4年9月の開業を予定している。

工事内容：セミナー棟 他2棟の建物の新築工事

契約工期：令和2年10月1日～令和4年3月28日

契約金額：(当初) 1,147,300,000円

建築概要：(セミナー棟) セミナールーム3室、ゲストルーム10室

S造2階建て 建築面積：約908m² 床面積：約1,472m²
(シェアルーム棟) シェアルーム20室、ゲストルーム10室

S造3階建て 建築面積：約663m² 床面積：約1,400m²
(渡り廊下棟) S造2階建て 建築面積：約40m² 床面積：約43m²

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金(基本金等)の4分の1以上を出資している法人については、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が出資目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県が補助金等の財政的援助を与えていたる団体については、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどに着眼して、監査を実施した。

2 監査実施状況（単位：団体）

出資団体	財政的援助団体	指定管理者	合計
5	1	2	8

3 監査の結果

(1) 指摘事項等件数

指摘事項	注意事項	意見事項	合計
3	2	1	6

(2) 指摘事項等の内容別

指摘事項（3件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	一般消耗備品費の二重払について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構
	ソフトウェアユーザーライセンス購入代金の誤払について	1	公立大学法人奈良県立大学
契約	栄養管理用賄材料品の購入に係る不適切な事務について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

注意事項（2件）

項目	内容	件数	対象団体
支出	住居手当の誤認定について	1	公立大学法人奈良県立医科大学
補助金等	補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて	1	公立大学法人奈良県立大学

意見事項（1件）

項目	内容	件数	対象団体
決算	経営改善の取組について	1	地方独立行政法人奈良県立病院機構

4 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	公立大学法人奈良県立医科大学	実施年月日	令和4年2月 1日
-----	----------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置し、及びこれを管理することにより、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与する。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 建物 20,066,173,000円は、全額県の出資
 イ 令和2年度の補助金等は次のとおりである。
 公立大学法人奈良県立医科大学運営費交付金 4,879,216,000円
 中期目標達成促進補助金等 6,993,947,603円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 产		负 債 及 び 純 资 产	
科 目	金 额	科 目	金 额
固定資産	24,454,247,975	固定負債	21,830,928,707
流动資産	14,631,653,715	流动負債	14,217,910,422
		負債合計	36,048,839,129
		資本金	20,066,173,000
		資本剩余金	△14,954,785,727
		繰越欠損金	△2,074,324,712
		純資産合計	3,037,062,561
合 計	39,085,901,690	合 計	39,085,901,690

損 益 計 算 書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 额	科 目	金 额
経常費用	53,273,572,299	経常収益	54,270,924,781
臨時損失	73,016,057	臨時利益	3,577,889
総費用合計(a)	53,346,588,356	総収益合計(b)	54,274,502,670
当期純利益(b)-(a)=(c)	927,914,314	前期繰越欠損金(d)	△3,002,239,026
次期繰越欠損金(c)+(d)	△2,074,324,712		

(4) 監査の結果

住居手当の誤認定について（注意事項）

住居手当の支給について、認定を誤ったため、過払いとなっていた事例が1件（過支給額 20,000円）認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立医科大学職員給与規程に基づき、適正な認定事務の執行に取り組まれたい。

団体名	地方独立行政法人奈良県立病院機構	実施年月日	令和4年1月17日
-----	------------------	-------	-----------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、県民にとって最良の医療・サービスを提供するとともに、医療に従事する者に対する教育及び研修を通じて医療の質の向上を図ることにより、地域の医療の発展に貢献し、もって生涯にわたって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 1,642,997,255円は、全額県の出資
- イ 令和2年度の補助金等は、次のとおりである。

地方独立行政法人奈良県立病院機構運営費負担金	3,224,461,000円
小児科病院輪番体制参加病院運営費補助金等	6,265,591,290円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 产		负 債 及 び 纯 资 产	
科 目	金 额	科 目	金 额
固定資産	37,948,521,902	固定負債	46,596,379,951
流動資産	9,297,536,938	流动負債	12,118,549,830
		負債合計	58,714,929,781
		資本金	1,642,997,255
		繰越欠損金	△13,111,868,196
		純資産合計	△11,468,870,941
合 计	47,246,058,840	合 计	47,246,058,840

損 益 計 算 書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用	科 目	金 額	収 益	科 目	金 額
営業費用		33,853,370,330	営業収益		36,596,104,046
営業外費用		1,549,493,257	営業外収益		239,781,890
臨時損失		9,833,638	臨時利益		8,781,727
総費用合計(a)		35,412,697,225	総収益合計(b)		36,844,667,663
当期純利益(c)=(b)-(a)		1,431,970,438	前期繰越欠損金(d)		△14,543,838,634
次期繰越欠損金(c)+(d)		△13,111,868,196			

(4) 監査の結果

一般消耗備品費の二重払について（指摘事項）

令和2年度の法人本部事務局における一般消耗備品費について、支出時の確認不足により、契約の相手方に二重に支出していた事例が1件（支出額 383,900円）認められた。

今後は、支出事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

栄養管理用賄材料品の購入に係る不適切な事務について（指摘事項）

西和医療センターにおける令和2年度の栄養管理用賄材料品の購入について、地方独立行政法人奈良県立病院機構会計規程及び同契約規程の定め等による方法により契約を行うべきであるのに、令和2年度11月分の1品目（支出額 195,660円）は、定められた契約方法により契約を締結せずに購入していた。

今後は、同会計規程及び同契約規程に基づき、契約の締結事務等の適正な執行に努めるとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

経営改善の取組について（意見事項）

法人では県が示した第2期中期目標を受けて、令和元年度から5年間の第2期中期計画を策定し、様々な手法で経営改善に取り組んでいるところであり、令和2年度の決算では年度計画における計画額であった純損失 19億 8,500万円と比較し、34億 1,697万円上回る当期純利益 14億 3,197万円を計上した。

令和2年度決算では、営業費用は給与費、材料費、減価償却費等の医業費用の増加に伴い増加したものの、新型コロナウイルス感染症に関する補助金等収益の増加に伴い営業収益が増加したことで、営業利

益は27億4,273万円となり、前年度と比べて37億7,844万円増加した。営業損益に営業外収益及び営業外費用を含めた経常損益では、14億3,302万円の経常利益を計上した。経常損益に臨時損益を合わせた当期純利益14億3,197万円を計上したことにより、令和2年度末の累積欠損金は131億1,187万円となり、令和元年度末と比べ縮減したものの多額である。

新型コロナウイルス感染症の状況を見通すことは難しいが、今後も厳しい経営状況が続くことが予想され、引き続き第2期中期計画に沿った経営改善を着実に実行されたい。

団体名	公立大学法人奈良県立大学	実施年月日	令和3年12月23日
-----	--------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に基づき、大学を設置することにより、教育研究を通じて、地域づくりに貢献できる優れた人材を養成するとともに、研究活動の成果を地域に還元し、併せて地域に開かれた大学として多様な学習の場を提供し、もって社会の発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産 建物 250,445,606円は、全額県の出資
 イ 令和2年度の補助金等は、次のとおりである。

公立大学法人奈良県立大学運営費交付金 337,914,000円

公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金 109,256,800円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 产		负 债 及 び 资 本	
科 目	金 额	科 目	金 额
固定資産	490,887,397	固定負債	269,955,400
流动資産	369,093,859	流动負債	157,731,237
		负債合計	427,686,637
		資本金	250,445,606
		资本剩余金	△69,822,628
		利益剩余金	251,671,641
		純資産合計 (資本合計)	432,294,619
合 计	859,981,256	合 计	859,981,256

損 益 計 算 書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	839,518,072	経常収益	874,568,699
総費用合計(a)	839,518,072	総収益合計(b)	874,568,699
当期純利益(b)-(a)=(c)	35,050,627	運営費交付金収益(d)	58,252,645
当期純利益(c)+(d)	93,303,272		

(4) 監査の結果

ソフトウェアユーザーライセンス購入代金の誤払について（指摘事項）

令和2年度に科学研究費で購入したソフトウェアユーザーライセンスの代金について、債権者を誤って支出した事例（支出額 120,780 円）が認められた。

今後は、公立大学法人奈良県立大学会計規程等に基づき、支出事務において債務の確認を徹底し、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、実効性のある内部統制の整備に取り組むべきである。

補助金等の変更承認申請の不適切な取扱いについて（注意事項）

令和2年度の中期目標関連費補助金について、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更、補助金等を中止し、又は廃止しようとする場合においては、中期目標関連費補助金変更等承認申請書等を提出し、知事の変更承認を受けるべきとされているが、変更承認の手続を適時に行っていなかった事例が1件（交付額 101,192,000 円）認められた。

今後は、奈良県補助金等交付規則及び中期目標関連費補助金交付要綱等に基づき、変更申請が適切に行われるよう、適正な事務の執行に努められたい。

団体名	公益財団法人奈良県地域産業振興センター	実施年月日	令和3年12月21日
-----	---------------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

奈良県において新事業の創出、県内企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化等を図るための総合的な支援を行い、もって地域経済の振興発展に寄与することを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産 5,000,000円は、全額県の出捐

イ 令和2年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県地域産業振興センター事業補助金 109,797,000円

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業補助金 941,138,335円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

資 产		负 債 及 び 正 味 财 产	
科 目	金 额	科 目	金 额
流动资产	1,847,193,596	流动负债	546,287,547
固定资产	538,170,455	固定负债	1,232,390,376
		负债合计	1,778,677,923
		指定正味财产	406,133,793
		一般正味财产	200,552,335
		正味财产合计	606,686,128
合 计	2,385,364,051	合 计	2,385,364,051

正 味 财 产 增 減 計 算 書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

费 用		収 益	
科 目	金 额	科 目	金 额
経常費用	1,815,131,396	経常収益	1,664,613,488
経常外費用		経常外収益	136,858,158
合 计	1,815,131,396	合 计	1,801,471,646
一般正味财产増減額	△13,659,750		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	公益財団法人奈良県人権センター	実施年月日	令和3年12月16日
-----	-----------------	-------	------------

(1) 団体設立の目的

行政・教育・運動にたずさわる各機関及び団体の有機的連携を図るための施設を提供するとともに、同和問題をはじめとする人権問題について、より一層県民の理解及び協力を得るための普及・啓発活動の促進を図り、もって同和問題の早期完全解決を図ることを目的とする。

(2) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産3,000,000円のうち2,000,000円（約66.7%）を出捐
 イ 令和2年度の補助金は、次のとおりである。
 公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金 5,991,000円

(3) 財務の状況

貸 借 対 照 表

令和3年3月31日現在

（単位：円）

資 产		负 債 及 び 正 味 财 产	
科 目	金 额	科 目	金 额
流动资产	2,550,953	流动负债	760,526
固定资产	142,081,966	固定负债	100,000
		负債合計	860,526
		指定正味财产	0
		一般正味财产	143,772,393
		正味财产合計	143,772,393
合 计	144,632,919	合 计	144,632,919

正味財産増減計算書

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	18,133,770	経常収益	13,817,516
当期費用合計(a)	18,133,770	当期収益合計(b)	13,817,516
当期正味財産増減額 (b)-(a)	△ 4,316,254		

(4) 監査の結果

県が出資を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	奈良県商工会連合会	実施年月日	令和3年12月16日
-----	-----------	-------	------------

(1) 補助金等を交付した団体の目的

地区内における商工会の健全な発達を図り、商工業の振興に寄与することを目的とする。

(2) 補助金等の交付状況

令和元年度の補助金等は、次のとおりである。

奈良県小規模事業経営支援事業費補助金	802,771,400円
奈良県商工会連合会活動推進事業費補助金	5,173,000円

(3) 監査の結果

県が補助を行ったものに係る出納その他の事務の執行について、指摘事項、注意事項又は意見事項として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

団体名	指定管理者 株式会社 サンアメニティ・R e a 1 S t y 1 e 共同事業体	実施年月日	令和4年1月25日
-----	--	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

ア 公の施設名 奈良県第二浄化センタースポーツ広場

イ 指定管理業務の主な内容

- ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例第2条及び第3条に規定する施設の使用の承認、及び承認の取消し等に関する業務
- ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用に係る料金の収受等に関する業務
- ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用の促進に関する業務

ウ 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日

エ 指定管理委託料 10,111,000円（令和2年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	指定管理者 奈良いきいきプロジェクト	実施年月日	令和4年1月13日
-----	-----------------------	-------	-----------

(1) 公の施設の指定管理の状況

- ア 公の施設名 奈良県社会福祉総合センター
- イ 指定管理業務の主な内容
 - ・奈良県社会福祉総合センター条例第2条第2号に掲げる事業の実施に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センター条例第3条及び第4条に規定する施設等の使用の承認、及び承認の取消し等に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの利用に係る料金の收受等に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ・奈良県社会福祉総合センターの利用の促進に関する業務
- ウ 指定期間 平成30年4月1日～令和5年3月31日
- エ 指定管理委託料 69,537,965円（令和元年度）

(2) 監査の結果

公の施設の管理委託に係る出納、その他の事務の執行については、その目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。